

# JCB PREMO取扱通信販売加盟店特約（包括代理）

## JCB PREMO取扱通信販売加盟店特約（包括代理）

### 第1条（総則）

JCB PREMO取扱通信販売加盟店特約（包括代理）（以下「本特約」という）は、JCB通信販売加盟店包括代理規約（以下「原規約」といい、原規約および加盟店規約を総称して「原規約等」という）に基づき、包括代理人が包括代理権を有する加盟店が、第2条に定めるJCB PREMOを取扱う場合に適用する特約事項を定めるものです。

### 第2条（用語の定義）

本特約における用語の意味は、次のとおりとし、別段の定めがない場合は、原規約等に従うものとします。

- 「JCB PREMO」とは、利用者が加盟店から商品等を購入または提供を受けるにあたり、当該商品等の代金の全部または一部の支払いとして、バリュー（本条第2項で定めるものをいう。以下同じ）を使用した場合、使用されたバリューに相当する金額をJCBが加盟店に支払う決済サービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ（本条第9項で定めるものをいう）、バリュー残高・利用履歴の確認、およびバリュー残高の移行をすることができるサービスをいいます。
- 「バリュー」とは、発行者（本条第5項に定めるものをいう）が発行し、発行者が管理する運用サーバ（以下「運用サーバ」という）内に蓄積する金銭的価値を有する電子情報であって、利用者が加盟店から商品等を購入または提供を受ける場合に、その代金の支払いに使用することができるものをいいます。
- 「プレモカード」とは、利用者がバリューを管理、および加盟店で利用するための、アクセプタンスマーク（本条第12項に定めるものをいう）が表示されているJCB所定のカードで発行者が発行するものをいいます。
- 「利用者」とは、プレモカードを保有し、発行者の定める利用約款に従って使用する者をいいます。
- 「発行者」とは、第三者型前払式支払手段の発行について資金決済に関する法律に基づき登録を受けた法人で、プレモカードを発行する会社、組織をいいます。
- 「商品等」とは、加盟店が利用者に提供する商品、権利、役務等をいいます。
- 「バリュー取引」とは、利用者が加盟店より商品等を購入し、または提供を受けた場合に、その売上金相当額につき、金銭等による弁済に代えて、運用サーバ内の利用者が保有するバリューを減算する方法で弁済する取引をいいます。また、当該取引の取消・返品による、バリュー減算（本条第8項に定めるものをいう）の取消しも含まれます。
- 「バリュー減算」とは、バリュー取引のうち、インターネット、ウェブサイト等のネットワークを媒介することにより、発行者が運用サーバ内の利用者が保有するバリューから一定額のバリューを引去ることをいいます。
- 「チャージ」とは、発行者所定の方法で運用サーバ内のバリューの金額を加算することをいいます。なお、チャージを行う場合の包括代理人および加盟店の遵守事項等については、JCBが別途定めるものとします。
- 「偽造」とは、発行者の承諾を受けずにプレモカードの複製等により、バリュー取引が可能なカードを作り出すことをいいます。
- 「不正利用」とは、偽造されたプレモカードで取引を行うこと、または正当に得たものでないプレモカードもしくはプレモカードの情報で取引を行うことをいいます。
- 「アクセプタンスマーク」とは、プレモカードを識別するためにプレモカードの券面に表示され、また、加盟店の店頭や加盟店のウェブサイト上のJCB PREMO加盟店標識（以下「JCB PREMO加盟店標識」という）に記載される、JCB所定のマークをいいます。
- 「カード番号」とは、発行者がプレモカードに付する16桁の番号で、プレモカードの券面に表示されるものをいいます。
- 「認証番号」とは、発行者がプレモカードに付する8桁の番号で、利用者が加盟店でJCB PREMO通信販売によるバリュー取引を行う際などに必要となるものをいいます（以下、「カード番号」と「認証番号」を合わせて「カード番号等」という）。
- 「JCB PREMO通信販売」とは、利用者がプレモカードの提示および署名によらずカード番号・認証番号・金額等必要な事項を加盟店のウェブサイトを通じて加盟店に伝達することにより、バリュー取引による決済を行い、これに対し、加盟店が利用者に商品等の引き渡しまたは提供等を行う販売方法をいいます。

### 第3条（JCB PREMO取扱いの申請、承諾）

- 包括代理人および加盟店は本特約に基づきJCB PREMOを取扱うには、原規約等および本特約を承認のうえ、JCB所定の方法で届け出ることによって、これを申し込み、JCBの承諾を得るものとします。なお、JCB PREMO取扱店舗の追加、変更、取消しについても同様とします。
- 包括代理人は、加盟店が取り扱う商品等、JCB PREMO通信販売によるバリュー取引の運用方法、申込受付方法に変更が生じた場合にはあらかじめJCBに申し出、JCBが必要と認めた場合には別途加盟店申込を行うものとします。
- 第1項の申請につき、JCBが新規加盟希望者または加盟店（以下「新規加盟希望者等」という）を加盟店として適当と認めた場合には、JCBは承諾の通知を包括代理人に対して行うこととし、これをもって当該新規加盟希望者等とJCBとの間に、本特約およびJCBが定めるJCB PREMO取扱加盟店特約（以下「本特約等」という）に定める内容の加盟店契約が成立するものとします。
- 本条第1項の申請につき、JCBが新規加盟希望者等を加盟店として不適当と認めた場合には、JCBは当該新規加盟希望者等のJCB PREMO取扱いを拒否することができるものとします。この場合、JCBは、包括代理人および当該新規加盟希望者等に対し、拒否の理由を開示しないものとし、これについて包括代理人および新規加盟希望者等はあらかじめ承諾します。また、JCBが拒否した新規加盟希望者等に対する連絡等は、包括代理人がその責任において実施することとします。

### 第4条（バリュー取引）

- 包括代理人および加盟店は、利用者からJCB PREMO通信販売によるバリュー取引を求められた場合、原規約等および本特約に従い、正當かつ適法にJCB PREMO取扱店舗においてバリュー取引を行うものとします。
- 包括代理人および加盟店は、バリュー減算にあたっては、JCB PREMO取扱店舗の画面上で、利用者に対し、カード番号、認証番号、バリュー減算を行う金額（以下「バリュー減算金額」という）その他JCBが定める情報の入力を求めるものとします。なお、包括代理人および加盟店は、バリューの減算が完了し、かつ、JCBが本条第3項の承認を行った後は、利用者から取得した認証番号に関する情報を直ちに抹消し、これを保有してはならないものとします。
- 包括代理人および加盟店は、バリュー減算を行うにあたっては、その条件において、利用者が指定したバリュー減算金額につきJCBが別途定める方法にてJCBの承認を取得するものとします。
- 包括代理人および加盟店は、前項の承認を求めた結果、JCBより取扱いができない旨の応答がなされた場合には、当該プレモカードにてバリュー取引を行ってはならないものとします。
- バリュー取引においては、運用サーバ内に利用者が保有するバリュー残高から商品等の代金額に相当するバリューの減算が完了し、かつ、JCBが本条第3項の承認を行った時点で、利用者との間にバリュー取引が成立し、同時に、利用者の加盟店に対する代金債務が消滅し、商品の所有権は利用者に移転するものとします。
- 包括代理人および加盟店は、商品等の名称、金額、発送先住所等、別途JCBが定める情報をバリュー減算が確定する前にJCB PREMO取扱店舗の確認画面等において利用者へ提示し、取引を行う意思の有無について確認を求めるものとします。
- 通常1回のバリュー取引で処理されるべきものを、複数回に分割して取引することはできないものとします。ただし、包括代理人および加盟店は利用者が提示した1枚のプレモカードのバリューの残高が取引代金に満たない場合、複数枚のプレモカードまたは現金その他の支払方法による不足分の決済を受け付けることができるものとします。なお、複数枚決済に使用できるプレモカードの枚数は、最大2枚までとします。
- 包括代理人および加盟店はJCB所定の条件を満たすことによりバリュー取引を実施する過程において、利用者からの要望に従い、利用者のバリュー残高を照会（以下「バリュー照会」という）し、照会結果を利用者へ通知することができるものとします。ただし、利用者か

ら要望があった場合でも、JCB PREMO通信販売によるバリュー取引以外においてはバリュー照会を行うことはできません。

#### 第5条 (換金の禁止)

包括代理人および加盟店は、利用者が運用サーバ上に保有するバリューを現金その他現金類の機能を有するもの（電子情報を含む。また、加盟店規約第14条第5項に列挙する有価証券等を含むがこれらに限られない）と引き換えることはできないものとし、利用者よりその申し出があった場合は、本特約に基づき、これを受容せず、引き換えてできない旨の説明を行うものとします。

#### 第6条 (バリュー取引の売上金相当額の確定、確認)

1. 包括代理人および加盟店は、バリュー取引の対象となる売上金相当額のバリューに関する情報およびその他のバリュー取引に必要な付随情報（以下「取引データ」と総称する）を、JCBの定める通信手段、手順等により運用サーバに、原則としてバリュー取引を行った都度送信するものとします。
2. 前項の送信が行われた後、第4条第5項に基づき利用者との間のバリュー取引が成立した時点で、バリュー取引の対象となる売上金相当額が確定し、かつ、JCBと加盟店との間の当該売上金相当額の精算に関する取引が成立するものとします。

#### 第7条 (バリュー取引の精算)

1. 包括代理人およびJCBは、本条に定める方法により、包括代理人および加盟店が本特約に基づき行ったバリュー取引に係る売上金相当額の精算（以下「バリュー精算」という）を行うものとします。
2. 加盟店はJCBに対し、バリューの利用による売上金額を合計した金額に、JCBの定める手数料率を乗じ、円未満を四捨五入した金額のバリュー精算にかかわる手数料（以下「バリュー精算手数料」という）を支払う義務を負い、包括代理人が加盟店を代理して当該義務を履行するものとします。
3. JCBの各加盟店に対する支払いは、本特約末尾の表< JCB PREMOの締切日・支払日 >に定める締切日までに運用サーバを経由してJCBに到着した取引データにかかるバリュー取引の売上金額の総額より、バリュー精算手数料を差し引いた金額（以下「バリュー取引精算金」という）を、本特約末尾の表< JCB PREMOの締切日・支払日 >に定める支払日に包括代理人指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとし、包括代理人は加盟店を代理してこれを受領し包括代理人の責任と負担により加盟店に分配するものとします。ただし、JCBが特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。
4. JCBに包括代理人または加盟店に対するバリュー精算手数料以外の請求代金がある場合には、JCBは本条第3項により支払うバリュー取引精算金から当該代金を差し引けるものとします。また、包括代理人または加盟店からJCBへバリュー取引精算金以外の請求代金がある場合にはJCBは本条第3項により支払うバリュー取引精算金と合わせて支払うことができるものとします。

#### 第8条 (返品等によるバリュー減算の取消)

1. 包括代理人および加盟店は、JCB PREMO通信販売によるバリュー取引にあたり、返品その他によりバリュー減算の取消を行う場合、以下の条件に従ってバリュー減算を取り消すものとします。ただし、ネットワーク障害その他の理由によりバリュー減算の取消しができない場合および、包括代理人または加盟店が必要と判断しJCBの承諾を得た場合には、利用者に対して当該取引代金を現金その他の決済手段で払い戻すことができるものとします。なお、取引代金を現金その他の決済手段で払い戻す場合であっても、加盟店はJCBに対して第7条（バリュー取引の精算）に基づくバリュー精算手数料を支払うものとします。
  - (1) 別途JCBが定める手順に従い、利用者と加盟店において、取消・返品により、元のバリュー減算を行ったプレモカードにつきバリュー減算の取消しをすることを事前に合意すること
  - (2) 取消しの対象となる取引日から30日以内にバリュー減算の取消処理を行うこと（31日以降のバリュー減算の取消処理はできません）
  - (3) バリュー減算の取消しにおいては、全件ネットワークを媒介しJCBが定める手順で処理を行うこと
  - (4) バリュー減算金額の一部取消はできません。（全額取消のみ可能です）
2. 前項に定めるバリュー減算の取消を行った場合、元の取引日にかかわらず、当該取消処理を行った日が取引日となります。
3. 包括代理人および加盟店は、JCB PREMO通信販売によるバリュー取引を行うすべての商品等について、利用者に商品等が到着してから2週間以内の期間においては商品等の返品または交換を受け付けるものとし、利用者に対し、JCB PREMO通信販売によるバリュー取引を行うにあたり事前に、その旨を明示するものとします。また、包括代理人および加盟店は、商品等の特性に鑑みて返品または交換を受け付けられない場合にはあらかじめJCBの承認を得るものとし、JCBの承認を得た場合には、利用者に対し、JCB PREMO通信販売によるバリュー取引を行うにあたり事前に、返品または交換を受け付けられない旨を明示するものとします。

#### 第9条 (バリュー減算金額の変更)

1. 包括代理人および加盟店は、加盟店と利用者との間で一度成立したバリュー減算の金額を変更する場合には、第8条（返品等によるバリュー減算の取消）の規定に従って変更対象となるバリュー取引の全額取消を行った後、変更後の金額にて再度バリュー減算を実施するものとします。ただし、変更後の金額が元のバリュー減算金額を上回る場合、変更は実施できないものとします。
2. 前項に定めるバリュー減算の金額変更を行った場合、元の取引日にかかわらず、取消後に再度バリュー取引を行った日が取引日となります。

#### 第10条 (バリュー取引精算金の取消し等)

1. 加盟店が減算したバリューが以下のいずれかの事由に該当する場合、JCBは加盟店に対し、当該バリュー取引に関するバリュー取引精算金の支払いの義務を負わず、またはバリュー精算を取消し、もしくは解除することができるものとします。
  - (1) 第15条に基づき読み替えた後の原規約等に基づきバリュー取引精算金の取消しおよび保留を行うことができるとき
  - (2) 第15条に基づき読み替えた後の原規約等に違反したとき
  - (3) 本特約に違反したとき
2. 前項に該当した場合のバリュー取引精算金の保留および返還等については、原規約等の定めによるものとします。

#### 第11条 (加盟店情報)

第3条に基づき届け出た事項は、原規約等の情報の収集および利用等に関する規定に定める加盟店情報に含まれるものとします。

#### 第12条 (有効期間)

1. 本特約の有効期間は包括代理契約と同様とし、包括代理契約が終了した場合には、本特約の取扱いは当然に終了し、包括代理人および加盟店におけるJCB PREMOの取扱いも終了するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、原規約に基づくJCBと加盟店との間の加盟店契約が終了した場合は、当該加盟店に対して本特約を適用せず、当該加盟店におけるJCB PREMOの取扱いも終了するものとします。

#### 第13条 (本特約の取扱いの終了)

1. 前条の規定にかかわらず、包括代理人またはJCBは、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本特約の取扱いを終了することができるものとします。
2. 前条の規定にかかわらず、加盟店またはJCBは、書面により3ヵ月前までに相手方に予告することにより当該加盟店に対する本特約の適用を終了することができるものとします。
3. 前条の規定にかかわらず、JCBは、加盟店が直前1年間にJCB PREMO取扱いを行っていない場合については、予告することなく当該加盟店に対する本特約の適用を終了できるものとします。
4. 前条の規定にかかわらず、JCBは社会情勢の変化、法令の改廃、その他JCBの都合等により、JCB PREMOの運営を終了することがあり、この場合、JCBは包括代理人に対し事前に通知することにより、本特約の取扱いを終了することができるものとします。
5. JCBは、包括代理人または加盟店が原規約または本特約の全部または一部に違反したときは、包括代理契約の全部もしくは一部を解除し、本特約の取扱いの全部もしくは一部を終了し、その損害賠償を請求することができるものとします。

- 6.加盟店が原規約に定める加盟店契約、原規約等の全部または一部に違反した場合、JCBは、加盟店契約を解除し、または当該加盟店に対する本特約の適用を終了し、その損害賠償を請求することができるものとします。
- 7.前二項に基づきJCBが包括代理契約または加盟店契約を解除し、または本特約の取扱いを終了した場合は、原規約に基づき解除されたものとみなしたうえで、原規約の他の規定を準用するものとします。
- 8.本条による本特約の取扱いの終了により、包括代理人または加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、JCB、発行者ならびにカード会社は一切の責を負わないものとします。
- 9.本条により本特約の取扱いが終了した場合、終了日までに行われたJCB PREMOの取扱いは有効に存続するものとし、包括代理人、加盟店、およびJCBは、当該取扱いを本特約、原規約等に従い取扱うものとします。ただし、包括代理人、加盟店、およびJCBが別途合意した場合はこの限りではありません。
- 10.JCBは、包括代理契約、本特約または原規約等に基づき本特約の取扱いが終了した場合、加盟店から既にJCBに到着した取引データにかかるバリュー精算を解除するか、包括代理人に対するバリュー取引精算金の支払いを保留することができるものとします。この場合には、JCBは、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

**第14条（包括代理人の保証および加盟店への周知義務）**

- 1.包括代理人は、JCBに対し、本特約およびこれに付随する合意を締結する包括的な代理権を加盟店より付与されていることを保証するものとします。JCBは、加盟店に対し個別に包括代理人の包括代理権の存否を確認する義務を負わないものとします。
- 2.包括代理人は、加盟店に対し、本特約の内容を周知し遵守させる義務を負います。

**第15条（本特約に規定のない事項）**

- 1.JCB PREMOの取扱いにおいては、本特約の規定と原規約等の規定が矛盾または抵触する場合には、本特約の規定が優先するものとし、原規約等は適用されないものとします。
- 2.本特約に規定のない事項については、原規約等（ただし、いずれも合理的な限度で読み替える。また、合理的な限度で、以下の各号に従い読み替える。さらに、原規約等の「カード番号等」に本特約の「カード番号等」を含む）の定めに従うものとします。
  - (1)「信用販売」または「通信販売」を「バリュー取引」または「バリュー減算」に読み替えます。
  - (2)「立替払金」を「バリュー取引精算金」に読み替えます。
  - (3)「カード」を「プレモカード」に読み替えます。
  - (4)「立替払契約」を「バリュー精算」に読み替えます。
  - (5)「カード取扱店舗」を「JCB PREMO取扱店舗」に読み替えます。
  - (6)「会員」を「利用者」に読み替えます。
  - (7)「カード会社」を「カード会社または発行者」または「カード会社および発行者」に読み替えます。
  - (8)「加盟店標識」を「JCB PREMO加盟店標識」に読み替えます。
  - (9)「手数料」を「バリュー精算手数料」に読み替えます。
  - (10)「本規約」を「本規約およびJCB PREMO取扱通信販売加盟店特約（包括代理）」に読み替えます。

(PTK02・00555・20220531)

<JCB PREMOの締切日・支払日>

20190313

取扱期間	締切日	支払日
前月16日～当月15日	当月末日	翌月15日

※支払日の15日が、金融機関休業日の場合には、翌営業日に払い込みさせていただきます。